

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

原処分に係る処分庁の判断は、事実誤認に基づいて行われた可能性があり、本件対象児童には、強いこだわり行動があり、日常生活に当たって援助が必要なことは明らかであって、家庭内の生活もほぼ自宅内に限られていて、厚生労働省の認定要領に定める基準にも合致しているから、手当の資格を喪失させた原処分は違法不当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

障害の認定は診断書に基づき行うこととされているところ、本件診断書の記載内容からは、1級又は2級の障害の状態にあるものと認められるような記載はなく、原処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 請求人の主張する中学校の在籍状況に係る事実の誤認は、原処分に係る処分庁の判断を左右するものではなく、当該事実誤認のみをもって、原処分を違法、不当ということはできないし、請求人の子のこだわり行動の強さや活動範囲についても、原処分の違法、不当を理由づけるものとは認められず、請求人の主張は、いずれも採用することができない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年7月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日及び同年8月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医は、その医学的・専門的見地から、本件診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求を受け、職権調査により請求人の主張内容を示した上で本件主治医に対し改めて判定に必要と思われる特記事項等の回答を求め、本件主治医から修正後の本件診断書を受領した後、かかる修正後の本件診断書に基づく嘱託医の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められるが、かかる嘱託医の再判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

この経緯に鑑みると嘱託医の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美